

告示

埼玉県告示第三百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成三十一年三月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

| 商号又は名称 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|-------------|--|--------|------------------------------|
| 合同会社光和建設 | 埼玉県川口市源左衛門新田一九四番地三 マリアージュ東川口 三〇九 | 後閑 安喜 | 埼玉県知事許可 (般一二六) 第六三四〇六号 |
| 株式会社グランドホーム | 埼玉県川口市東川口三丁目三番三六号 | 山上 栄 | 埼玉県知事許可 (般一二八) 第六一一七八号 |

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成三十一年埼玉県告示第三百三十六号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。